協議第９号

八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併検討協議会

新市まちづくり計画策定委員会規程について

八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併検討協議会新市まちづくり計画策定委員会規程について、次のとおり提案する。

平成１５年５月１５日提出

八日市市・永源寺町・五個荘町・
愛東町・湖東町合併検討協議会
会　長　中　村　功　一

記

八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併検討協議会新市まちづくり計画策定委員会規程については、別紙のとおりとする。

〈任意協議会〉

八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併検討協議会
新市まちづくり計画策定委員会規程

（趣旨）

第１条　この規程は、八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併検討協議会（以下「協議会」という。）規約第１５条第２項の規定に基づき、新市まちづくり計画策定委員会（以下「委員会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第２条　委員会は、協議会から付託された新市まちづくり計画策定のための調査及び審議をするものとする。

（組織）

第３条　委員会は、委員３０名以内をもって組織する。

２　委員は、次号に掲げる者のうちから協議会の会長が委嘱する。

（１）協議会委員　１０名以内

（２）識見を有する者　２名以内

（３）公募による合併関係市町の住民　１８名以内

３　１号委員は協議会の会長が協議会の会議に諮り委員の内から指名し、２号委員及び３号委員は、協議会の会長及び副会長が協議の上、これを定める。

４　委員の任期は、委員会の目的が達成されたと認められる日までとする。

（役員）

第４条　委員会には、委員長及び副委員長を置く。

２　委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

（職務）

第５条　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

２　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

３　委員は、委員会に出席し、新市全域にわたる広い視野に立ち、新市のまちづくりに関して発展的かつ積極的に意見や提案、要望等を述べる。

（会議）

第６条　委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

２　委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことはできない。

３　委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

（関係者の出席）
第７条　委員長は、必要に応じて関係者等委員以外の者を会議に出席させ、意見等を求めることができる。

（報告）
第８条　委員長は、委員会における審議の経過及び結果について、協議会の会議に報告するものとする。

（庶務）
第９条　委員会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

（委任）
第 10 条　この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付　則
この規程は、平成１５年５月１５日から施行する。

【資料 1】

新市の未来図 描いてみませんか！

新市まちづくり計画策定委員会

委員募集

八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町の１市４町は、合併検討協議会を設置し、市町村合併を通じた新しいまちづくりに向けて検討を行っています。

合併後のまちをより良いものとするためには、新しいまちづくりの指針となる「新市まちづくり計画」を策定することが必要となりますが、その策定にあたっては、住民のみなさんのご意見やご提言をいただきながら取り組んでいくことが大切です。

そこで、新市まちづくり計画について協議する「新市まちづくり計画策定委員会」を設置し、その委員を募集いたします。

みなさんのご応募を
お待ちしています。

あなたの
熱い思いを
伝えて
ください…

新市まちづくり計画とは…

合併後の新しいまちの将来の目標を示し、目標の実現のためにどのような取組みをすすめていくかという、基本的な考え方を明らかにするもので、新しいまちづくりの指針、マスタープランとなります。

市町村の合併の特例に関する法律における「市町村建設計画」として、おおむね次の事項について、計画を策定するものです。

①まちづくりの基本方針
②まちづくりの根幹となるべき事業に関する事項
③公共的施設の整備統合に関する事項
④財政計画

＝八日市市･永源寺町･五個荘町･愛東町･湖東町合併検討協議会事務局＝

ー みんなで考えよう未来のふるさと ー

どんな未来図を描こうかな…？

○募集人員： １８名

○応募資格： 八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町にお住まいの２０歳以上の方（平成 15 年４月 1 日現在）で、新市のまちづくりに対して積極的に関心を持ち、委員会に出席し、広い視野に立って様々な角度から建設的な意見・提案等をしていただける方。　ただし、議員と公務員は除きます。

○会議予定： ７月中旬より、月 1～２回計８回程度の開催を予定していますが、協議状況により変わる場合があります。会議は、必要に応じグループに分かれて議論を行います。なお、**滋賀文化短期大学 谷口浩志助教授** に会議のコーディネートをお願いする予定です。

○委員任期： 委嘱の日から委員会の目的が達成されたと認められる日まで。

○応募方法： 「応募用紙」に必要事項をご記入のうえ、合併検討協議会事務局または各市町の担当窓口（連絡先は右面をご覧下さい）へご提出ください。郵送・FAX でも受け付けます。なお、インターネットでの応募も可能です。（合併検討協議会のホームページをご覧下さい）

○応募先＆問合先： **八日市市･永源寺町･五個荘町･愛東町･湖東町合併検討協議会事務局**
〒527-8527 八日市市緑町 10 番５号（八日市市役所内）
TEL：0748-24-0811　FAX：0748-20-0855
ホームページ：http://www.bcap.co.jp/higashiomigappei/index.asp

○応募期限： 平成１５年　月　　日（　）　１７時必着分まで。

○選考方法： 書類審査をもって選考し、定員を超えた場合は公正な抽選をもって選出します。採用の可否は応募者全員に通知します。
なお、抽選の場合は次のとおり予定しています。
抽選会：日時　　月　　日（月）　　～
場所　八日市市役所別館

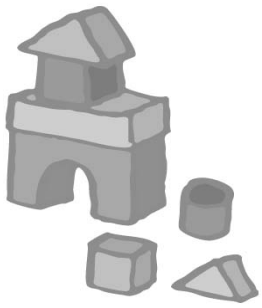

各市町の担当窓口

○八日市市役所 企画部合併推進室
〒527-8527 八日市市緑町 10 番 5 号
TEL：0748-24-5610　FAX：24-1457

○永源寺町役場 総務課
〒527-0231 永源寺町山上 1303 番地
TEL：0748-27-1121　FAX：27-1668

○五個荘町役場 総務課
〒529-1492 五個荘町竜田 2 番地の 3
TEL：0748-48-7303　FAX：48-5650

○愛東町役場 合併推進室
〒527-0157 愛東町下中野 431 番地
TEL：0749-46-0211　FAX：46-0215

○湖東町役場 企画財政課
〒527-0113 湖東町池庄 505 番地
TEL：0749-45-3702　FAX：45-1570

【応募締切／平成１５年　　月　　日（　）　　時必着】

新市まちづくり計画策定委員会委員応募用紙

平成　　年　　月　　日

八日市市･永源寺町･五個荘町･愛東町･湖東町合併検討協議会会長　あて

住　　所	（〒　　－　　） 市・町
フリガナ 氏　　名	
年齢／性別	歳　／　男　・　女
連　絡　先	電話番号:　　（　　） FAX番号：　　（　　）　（あればご記入ください）

○新市が誕生した場合における新しいまちづくりについて、あなたのお考えを２００字～４００字程度にまとめてお書きください。

○八日市市･永源寺町･五個荘町･愛東町･湖東町合併検討協議会事務局
（TEL：0748-24-0811・FAX：0748-20-0855）